

# 公益財団法人全日本柔道連盟

## 2024 年度 事業計画

### I. 事業の概要

本連盟は、わが国における柔道競技界を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道（以下、単に「柔道」という。）の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とすることを定款第 3 条で定め、定款第 4 条ではこの目的を達成するために実施する事業を定めている。

本年度の各事業の概要は以下の通りであり、具体的な事業については、各専門委員会及び特別委員会が中長期基本計画に基づいて策定し、加盟団体、事務局及び関係団体と連携して取り組んでいく。

#### (1) 柔道に関する競技者および指導者の育成事業

##### ① 競技者の育成事業

選手強化事業においては、7 月に開催される第 33 回オリンピック競技大会（2024/パリ）柔道競技を最大目標として取り組み、日本代表選手が万全の態勢で臨める体制を整える。合わせて 2028 年オリンピック競技大会を見据えたジュニア選手層の強化・育成に取り組んでいく。

また、次世代選手の育成においては、少年柔道競技人口の拡大、青少年のタレント発掘から強化選手へつながる一貫指導体制を充実させ、都道府県柔道連盟（協会）、各専門委員会及び全国少年柔道協議会が連携して各種普及・育成事業に取り組んでいく。

##### ② 指導者の育成事業

本年度から指導者資格区分の変更、講習カリキュラムの改訂等、指導者資格制度を改正する。指導者資格の取得及び更新にかかる各種講習会を充実させ、指導者資格の取得促進に努めるとともに、指導者の更なる資質向上に努めていく。

#### (2) 柔道に関する競技会および講習会の開催事業

##### ① 競技会の開催事業

世界トップレベルの国際大会であるグランドスラム東京を始め、日本代表選手選考を兼ねた大会から、少年の普及振興を目的とした大会まで各年代、競技者のレベルに応じた 18 の全国大会を主催または主管し、競技人口の拡大、強化・育成および国民の柔道への理解を深めていく。

##### ② 講習会の開催事業

先に述べた指導者養成にかかる講習会の他、審判員養成にかかる講習会を開催し、審判員資格の取得促進に努めるとともに、オリンピック競技大会や世界選手権大会で活躍できる国際審判員の養成に努めていく。

また、本連盟役員や加盟団体役員等を対象としたコンプライアンス研修、更に強化選手を対象としたアンチ・ドーピング研修等の開催を通してコンプライアンスの強化を図り、柔道界一丸となってフェアプレーの実践に努めていく。

(3) 柔道用具の公認及び認定事業

本連盟では、試合における公正性と安全を確保することを目的として柔道畳の公認制度および柔道衣の認証制度を設け、主催大会においては公認畳を使用するものとし、試合者は認証柔道衣を着用するものとしている。製造業者から申請された柔道畳および柔道衣について本連盟が定めた規格・基準を満たしているか外部機関において検査して、柔道畳の公認および柔道衣の認証を行っていく。

(4) 柔道に関する国際交流及び国際貢献事業

①国際交流事業

本連盟として選手団を派遣しない国際大会には、参加を希望する団体を募って国際交流の一環として国際大会への参加を斡旋する。また、海外各国の柔道連盟から日本への選手派遣の要望があれば練習場所の調整を行う。

派遣や受け入れを通して、国際柔道連盟（IJF）、アジア柔道連盟（JUA）、東アジア柔道連盟（EAJF）及び海外各国の柔道連盟との連携を深め、良好な関係を構築しながら情報収集や意見交換を行っていく。

②国際貢献事業

アジア各国を中心に大学生を派遣する学生ボランティア海外派遣事業、途上国へのリサイクル柔道衣及び畳の供与事業を行い、世界各国における柔道の普及、発展に努めていく。

(5) その他本連盟の目的を達成するための事業

①長期育成指針の浸透に向けた事業

登録人口の拡大に向けた普及促進の2つの方向性として、間口の拡張と奥行きをの伸張を目指す。間口の拡張としては、柔道未経験者から、中間層、シニア層まで全ての年代層を対象とし、奥行きをの伸張としては各年代層に、柔道に触れる切っ掛けとなる入口、日々の活動となる日常化、目標となるイベントを開発、提供することで柔道の普及促進事業を展開していく。

②SDGsへの取り組み

2015年に国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）の活動と17項目それぞれの達成に向け、国連においてもスポーツが課題に取り組む潜在的能力を備えた重要かつ強力なツールとして、その役割を果たすことを期待しているとして。本連盟としても、「柔道における女性の活躍プラン」に基づくジェンダー平等の実現、障がいを持つ方々への柔道を通じた社会復帰支援、国際交流や国際貢献による発展途上国におけるスポーツの振興と開発等、SDGsの実現に向けた活動に取り組んでいく。

## Ⅱ. 専門委員会等の事業計画

### 1. 総務委員会

#### (1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン4回(5月、9月、11月、2月)

#### (2) 企画関係事業

##### ①事業計画及び事業報告の策定

連盟全体としての事業方針を策定し、事業計画及び事業報告の全体の概要をまとめる。  
また、他の専門委員会等の個別の事業計画及び事業報告についての妥当性を審議する。

##### ②規程類の整備

組織運営全般にかかる規程類に関して、法令やスポーツ団体ガバナンスコード等の改定に合わせて見直し、必要に応じて規程類の改正、廃止、或いは制定を行う。ただし、他の委員会が所管する規程類は除く。

##### ③スポーツ団体ガバナンスコードへの対応

本年度は2巡目となる適合性審査を受ける年度である。昨年9月に改訂されたスポーツ団体ガバナンスコードにおける審査項目への対応状況の妥当性を審議する。

##### ④公認用具制度の見直し

本連盟では柔道畳公認制度と柔道衣認証制度を設けている。各用具における公認(認証)の審査項目及び合格基準が適切であるか検証し、必要があれば見直しを行う。

##### ⑤その他、検討が必要な事項が発生した場合には、本委員会で方針を検討する。

#### (3) 登録関連事業

登録制度の見直しについて検討し、必要に応じて登録規程の改正を理事会へ付議する。登録しやすい制度を構築し周知することで、登録会員の増加及び本連盟、各都道府県連盟(協会)や各地区における登録事務の負担軽減を促進する。

#### (4) 予算及び決算、その他財務に関する事業

事務局が作成した2024年度収支予算書及び2023年度決算報告書を確認し、理事会へ付議する。  
予算執行について適正な執行がなされているか状況確認を行う。

## 2. 大会事業委員会

### (1) 会議の開催

- ①大会事業委員会 オンライン5回(5月、7月、9月、12月、2月)
- ②委員長・副委員長会議 オンライン3回(4月、9月、1月)

### (2) 国際大会の運営

日本国内でIJF主催のグランドスラム東京(12/7~8)を行うことにより、IJF等の規則に則った競技運営に精通した人材を育成する。

### (3) 国内主催大会の運営

「全柔連大会運営規程」に則った運営及び指導を行い、大会を成功させると共に、国内における大会の大会運営基準を統一化する

- ① 全日本選抜柔道体重別選手権大会(4/6~7)
- ② 皇后盃全日本女子柔道選手権大会(4/21)
- ③ 全日本柔道選手権大会(4/29)
- ④ 全国少年柔道大会(5/4~5)
- ⑤ 全日本柔道形競技大会(6/1)
- ⑥ 全日本少年少女武道(柔道)錬成大会(8/4)
- ⑦ 全国高等学校定時制通信制柔道大会(8/4)
- ⑧ 全国高等学校柔道大会(8/10~14)
- ⑨ 全国中学校柔道大会(8/20~23)
- ⑩ 全日本小学生育成プロジェクト(8/25)
- ⑪ 全日本ジュニア柔道体重別選手権大会(9/7~8)
- ⑫ マルちゃん杯全日本少年柔道大会(9/22)
- ⑬ 国民スポーツ大会柔道競技(10/12~14)
- ⑭ 講道館杯全日本柔道体重別選手権大会(11/2~3)
- ⑮ 文武両道杯全国高校柔道大会(12/14)
- ⑯ 全日本シニア体重別選手権大会(2/22~23)
- ⑰ 全国高等学校柔道選手権大会(3/19~20)
- ⑱ 柔道マガジン杯全国中学生柔道大会(3/22~23)

### 3. 広報マーケティング委員会

#### (1) 会議の開催

- ①全体会議 2回（6月、1月）
- ②広報部会 4回（4月、7月、10月、1月）
- ③メディア柔道教室 1回（4月）
- ④メディア勉強会 2回（4月、6月）
- ⑤メディア懇親会 1回（12月）
- ⑥大会オフィシャルカメラマン委託（7大会、各主催イベント）

#### (2) マーケティング

東京オリンピック終了後の補助金・助成金の減額、既存スポンサーの協賛金減少、特別賛助会員の剥落等の減収を補填すべく、新たな収入源を探索し、財務安定化に資する。

#### (3) データ蓄積・開示

- ①連盟運営の基盤となるデータベースを拡充する。
- ②情報発信の一環として情報を開示する。
- ③大会運営の省力化にも資するアプリケーションを開発する。

#### (4) 「まいんど」発行等

「まいんど」電子媒体での発信を進め、過去記事の利活用を可能にし、速報性と情報蓄積を兼ね備えた媒体となることを志向する。

#### (5) 情報発信

柔道に関する情報を発信することにより、

- ①競技者、指導者等の積極的に活動している層に必要または有益な情報を届ける。
- ②かつて積極的に活動していたが現在は活動していない層に興味を引く情報を届け、柔道への関心を維持させる。
- ③活動したことはないが柔道を愛好している層に興味を引く情報を届け、柔道の関心を維持させる。
- ④柔道に無関心であった層に柔道への関心を喚起させる。

以上により、柔道界の基盤を拡充するとともに、マーケティングへ好影響を与える。

## 4. 教育普及・MIND委員会

### (1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン4回(5月、9月、12月、2月)
- ②教育普及部会 対面1回、オンライン4回(4月、7月、9月、11月、1月)
- ③柔道MINDプロジェクト部会 対面1回、オンライン4回(4月、7月、9月、11月、1月)
- ④形部会 オンライン3回(6月、9月、翌2月)
- ⑤形小部会 対面3回(事業に合わせて)
- ⑥視覚障がい者・ろう者柔道連携部会 オンライン3回(6月、9月、12月)
- ⑦知的障がい者柔道振興部会 オンライン9回(WG含む)

### (2) 視察

教育普及・MIND委員会に係る事業、大会、合宿を視察し、教育普及・MINDにおける問題点、課題を見出し、本委員会(各部会)の各事業に反映させる。また、本委員会・部会で作成・監修した柔道指導用教育教材や指導方法について他の委員会の事業で紹介して戴くなどの積極的な施策展開を図る。

### (3) 柔道教室への講師派遣(教育普及部会)

都道府県が実施する柔道教室において、柔道の正しい普及のために、指導のあり方を現地指導者と共に考え、知識、技術の共有化を図るとともに、基本から応用まで参加者の技能レベルに応じた技術講習のため、講師を派遣する。

### (4) 派遣講師研修会(教育普及部会)

都道府県、日本武道館等の講習会に派遣される講師を対象に、各講師の経験、抱える問題点、効果的な指導方法などについて、意見交換を行い、知識と意識を共有、柔道の基本、正しい指導・普及の共通理解を得て相互のレベルアップを図ることを目的とする。

### (5) イベント事業(教育普及部会)

国民スポーツ大会におけるイベント事業において選手と来場者との交流の場を設け、世界選手権大会等で活躍する選手を身近に感じてもらい、柔道に親しみを持ってもらう。併せて参加者アンケート等に教育的なエッセンスを取り入れる。

### (6) 柔道教育現場・海外の実態調査(教育普及部会)

海外の柔道教育普及における各国の問題点、普及施策、教育ツール、イベント等の情報を調査し各国の教育普及部門と連携を図ることにより、柔道普及に対する問題点、教育普及施策の情報交換を行い、我が国の教育普及に生かす。

### (7) ホームページ充実・発展・活用(柔道MINDプロジェクト部会)

本部会の事業で得た結果を生かし、ホームページを活用して柔道MINDプロジェクト・柔道 for ALLの啓発を試みる。柔道の新しい価値観、美意識の構築をめざし勝利至上主義に対しての問題提起を図る。

### (8) MIND賞(柔道MINDプロジェクト部会)

各都道府県からの推薦を通して柔道MINDプロジェクトの趣旨に則った選考基準・選考方法によって選考する。

MIND賞の選考、表彰を通して各加盟団体、都道府県連盟(協会)において柔道MINDの啓発を促す。大会視察を行い、各都道府県での選考についてなど、情報共有を行うとともに大会期間中でのMIND賞の表彰を目指す。

- (9) 世界形代表合宿兼都道府県形講習会（形部会）  
世界形代表組(3組)の合宿と、都道府県形講習会と併せて開催し、形競技の魅力を伝え、普及・発展を目指す。  
2024年度は岐阜県柔道協会と協力し、開催を目指す。
- (10) 国際形派遣（形部会）  
アメリカ・ラスベガスで開催される世界形選手権大会へ、選手団(監督、代表組3組)を派遣する。
- (11) 形合宿（形部会）  
年に1回、形合宿を行う。全日本形競技大会で選出された強化A・B・指定組が対象で、強化A組の交通費・宿泊費等は本連盟負担とする。その他普及のため、指導者・選手・審査員の参加も認める。参加希望者を全国から募り、形部会委員による形の指導を行う。
- (12) 形審査員試験・研修会（形部会）
- ①試験  
国内の形審査員資格を取得するための試験で、全日本形競技大会で採用している7種目(投・固・極・柔・護・五・古)を実施する。試験は、各形筆記試験及び実技試験を行う。審査員資格を取得し、各所属での形普及に尽力されることが期待できる立場の指導者としての養成につなげる。
- ②研修会  
形審査員資格保有者対象の研修会を行う。資格保有者は資格を取得後、必ず4年以内に1度この研修会に参加し、審査員として知識のブラッシュアップを行う。形の現状を把握し、各所属において形の普及組織作りの中心となって活躍されることが期待できる。なお、審査員試験受験希望者も参加することができる。  
オンラインによる研修会も並行して行う。
- (13) ジュニアのための形練習マニュアルの作成（形部会）  
ジュニアの形の競技者を増やすため、講道館形教本を参考に、ジュニア向けの形練習マニュアルを作成する。2024年度は、2023年度に引き続き投の形(真捨身技・横捨身)、固の形(絞技・関節技)を作成する。新たに柔の形の作成に入りたい。競技者だけでなく、指導者も参考にできるように、分かりやすい内容で作成することを心掛ける。
- (14) 視覚障がい者柔道普及・啓発活動一層の促進（視覚障がい者・ろう者柔道連携部会）
- ・柔道を通じて東京オリパラのレガシーである「共生社会実現」実施
  - ・視覚障がい者柔道の理解を図り、競技人口の増加につなぐ
  - ・視覚障がい者柔道を理解した指導者の育成
  - ・他団体等との情報交換を通して、新たな有力選手発掘を図る
  - ・眼科医のアドバイスを受けた安全な普及振興策考案実施
  - ・全国盲学校体育連盟を通じた盲学校学内事業との接点強化
- (15) パリ 2024 パラリンピックに向けた体制・組織強化支援（視覚障がい者・ろう者柔道連携部会）  
パリ 2024 パラリンピック大会選手派遣に向けた戦略的選手派遣実施の人的・資金的支援を行う。国際大会派遣機会を増やし国際視覚障がい者スポーツ連盟の『Road to Paris』に則った世界ランキングで男子TOP10、女子TOP6入り選手を10名以上を目指す。
- ・ランキングポイント対象大会 グランプリ大会(2大会 トルコ、ジョージア)。特に2023年6月以降の大会は加算ポイントが2倍になっている。
  - ・国際大会派遣にあたり、メダル獲得の成果を出せるように、必要な支援をする。

・各国際大会を通して得た情報を集約し、2024年パリ大会に向けた課題を明確にして、中期選手強化計画につなぐ。

(16) パリ 2024 パラリンピックに向けた選手強化支援（視覚障がい者・ろう者柔道連携部会）

- ①強化合宿への指導者、練習相手、補助者等の派遣
- ②フィジカルおよびメンタル強化練習メソッド導入支援
- ③強化合宿及び選手派遣への経済的支援

(17) ろう者柔道への支援（視覚障がい者・ろう者柔道連携部会）

- ①一般社団法人日本ろう者柔道協会の体制・組織強化への支援
- ②選手強化合宿への指導者、練習相手、補助者等の派遣
- ③合宿及び選手派遣への経済的支援
- ④強化選手選考会等への審判員等の派遣
- ⑤国際大会、国際合宿（第2回世界ろう者柔道選手権大会 カザフスタン）への選手派遣支援

(18) 第5回全日本 I D 柔道大会の開催（知的障がい者柔道振興部会）

I D（知的障がい者）柔道大会を開催することにより I D 柔道選手が日頃の練習成果を発揮するとともに、大会前日には大会に先立ちクラス分けを行うことにより I D 柔道の選手層等について把握する。また、同じく大会前日には合同練習会を開催し、選手間の親交を深める。大会を開催するにあたり、大会の広報を広く行い I D 柔道振興に寄与するとともに企業等を中心に支援要請を行う。本大会は I D 柔道試合審判特別規程で開催されるため、同規定への理解と協力を求める。大会後には、強化選手の選考を行う。

(19) I D 柔道強化合宿の開催（知的障がい者柔道振興部会）

①5月 3泊4日

海外（オランダ、イギリス、オーストラリア、ノルウェー等）より、約50名の I D 選手、コーチが日本で練習をしたいとの要望があり、日本としてもこれを良い機会ととらえ、強化選手（知的障がい者レベル1・2クラスの強化選手18名）を対象に強化合宿を行う。合宿では、競技力の向上のみならず、国際交流を行う貴重な事業であり、また指導者間においても指導法やルール等について深く議論を行う。

②9月 2泊3日

ダウン症レベル3クラスの強化選手を含む、全強化選手（22名）を対象とした強化合宿を実施する。その際にはインテグリティやアンチ・ドーピングに関する研修会も開催する。

(20) 普及および啓発活動（知的障がい者柔道振興部会）

一般の指導者に I D 柔道試合審判特別規程ならびに安全な指導法を広めるために、I D 柔道安全指導講習会を開催し、指導者間における I D 柔道の認識を深める機会とする。I D 柔道の指導に取り組んでいる指導者を集め、指導法に関する情報共有、意見交換の他、I D 柔道試合審判特別規程についても深く議論を行う。

また、I D 柔道を紹介するとともに体験会を年4回開催し、新たな競技人口の増加を試みる。

- ① I D 柔道安全指導講習会（年2回 北海道・静岡で開催予定）
- ② I D 柔道指導者ワークショップ（年2回 東京・大阪で開催予定）
- ③ I D 柔道紹介事業（年4回開催予定）

(21) Nihon Dutch Open Senshukun I D 国際大会への派遣（知的障がい者柔道振興部会）

10月にオランダ柔道連盟が実施している I D 国際柔道大会に7名（コーチ3名、選手4名）を派

遣する。メダル獲得を目指すと共に選手に対して国際交流の機会を与える。また、国際的な I D 柔道審判規程に関する意見交換等を行う。同大会に派遣することにより日本における I D 柔道のプレゼンスを高める。

(22) 多団体連携（知的障がい者柔道振興部会）

知的障がい者柔道について、日本パラスポーツ協会への登録・日本パラリンピック委員会への加盟を行うと共に、日本知的障がい者スポーツ連盟にも加盟をする。日本パラスポーツ協会が求めている強化選手へのメディカルチェック等については適宜対応をしていく。また、Virtus（国際知的障害者スポーツ連盟）主催大会に参加するための登録についても、適宜対応を行っていく。

## 5. 審判委員会

### (1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン 3回(5月、9月、2月)
- ②選考審査部会 オンライン 3回(5月、7月、2月)
- ③委員長・副委員長会議 対面 4回(4月、9月、12月、2月)
- ④全国審判長会議 オンライン 1回(時期未定)

### (2) Aライセンス審判員試験

都道府県内の優秀な技術を持った審判員の拡充を図るため、全国各地で開催される大会のうち5地区に試験官を派遣し、試験を実施。講習会及び学科試験はオンラインで行い、実技試験を全日本ジュニア地区予選大会で行う。

### (3) 審判員研修会・講習会

Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上のため、基本的な罰則の解説等の映像資料の充実を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し今年度は対面で強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。

都道府県へ審判の理解度を深めるため、講師派遣は10地区に派遣を行う。

### (4) 国際審判員養成

I J F 審判員試験(コンチネンタル、インターナショナル)への受験者を派遣し、国際審判員層の充実を図る。

I J Fからはオリンピックや世界選手権など選手として活躍した若い審判員を要望されていることから、今までは国内で十分な審判経験を積み受験をしていたが、今後は方針を変更する。

2023年9月アジア競技大会(杭州)からJ U A審判ランキング制度が導入され、J U A主催大会にも審判員を派遣していく。

### (5) 審判員審査

下記大会へ審判審査員を派遣し、審判技量の審査を実施。審判技術の高い審判員を選考する。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会
- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・国民スポーツ大会柔道競技
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ・地区S候補審判員審査大会

### (6) 審判委員派遣

下記大会へ審判委員を派遣し、ケアシステムを使用することにより、公正な大会が行われるようにする。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会
- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・国民スポーツ大会柔道競技
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

- ・全日本シニア柔道体重別選手権大会。

## 6. 強化委員会

### (1) 会議の開催

- ①全体会議 8 回（オンライン：7 回 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、11 月、3 月／対面：1 回 12 月）
- ②強化執行部ミーティング（オンライン）6 回
- ③女性指導者育成ワーキンググループ（オンライン）1 回

### (2) 大会視察および会議の開催

- ①強化委員会で選手選考案を審議するため、強化委員、コーチによる本連盟主催の主要大会視察を実施する。
- ②会議においては主に各種国際大会や強化選手の選考、大会成績に基づく検証等を行う。
- ③強化コーチの資質向上および情報共有を目的とした強化コーチ研修会を実施し、普段の業務内容や関係性など本来の目的を見直すと共に実態把握をする。また、日本オリンピック委員会（JOC）ナショナルコーチアカデミーや I J F コーチアカデミーを受講させ、コーチとしての資質向上に努める。
- ④強化選手の所属指導者を集め、強化連携フォーラムを実施し、強化委員会の方針や各種大会、合宿などの情報共有をすることで、連携を密にし、強化体制を強固なものにしていく。

### (3) 国内大会視察、コーチ会議

- ①全国レベルの国内大会に強化コーチを派遣、視察し、その後の強化委員会で強化選手や大会派遣選手選考をする際の資料をまとめる。
- ②強化委員会に提案するコーチ案をまとめるため、コーチ会議を実施する。また、次年度予算や事業計画の素案もコーチ会議で協議する。

### (4) 国際総合競技大会（JOC 派遣大会）への派遣

JOC が派遣する第 33 回オリンピック競技大会（2024／パリ）に選手団を推薦し、派遣する。パリオリンピックは前回東京大会から 3 年での開催と、変則的な間隔ではあるが、金メダル 8 個以上を目標とし、強化委員会の集大成として強化、派遣をしていく。

### (5) 科学研究事業

- ①強化委員会、男女監督等からの要請に応じて科学的見地から強化活動に資するサポートを行う。また長期育成指針に基づき、長期的な柔道界の競技力向上に資する研究、情報提供を行う。
- ②体力測定  
強化選手、全中大会出場者、競技者育成事業に参加する小学生の体力測定を実施し、選手、サポートスタッフ、所属などへフィードバックする。強化選手に対してはサポートスタッフやコーチから結果を基にした指導を行う。小中学生データについては選手発掘、育成のための基礎資料として蓄積する。
- ③映像情報分析活動  
日本スポーツ振興センター（JSC）のハイパフォーマンスサポート事業と連携し、各種大会の試合を撮影、その映像で強豪選手の特徴、審判員の傾向などの分析・検討を行い、選手、コーチに情報提供し、具体的な強化策策定をサポートする。
- ④研究成果報告書の作成  
「柔道科学研究」「全中体力測定報告書」をオンライン発刊し、強化委員会科学研究部としての活動報告とするだけでなく、情報を広く社会に発信する。また海外からのアクセスを想定して英文化に努める。

#### ⑤柔道競技パフォーマンス向上プロジェクト

競技力向上を目指す大学柔道選手等を対象に、様々な稽古中の心拍数を経時的に追跡し、柔道競技の運動強度を定量化する。また、心拍数や心拍変動データの連続モニタリング情報を基に、メンタルコンディションに応じたパフォーマンス向上に資する心理的介入方法に関する知見を収集する。さらに、強化現場で経験し、対策構築が求められている「運動誘発性筋痙攣」について引き続き広く文献渉猟し、監督、コーチへのフィードバックを行って実戦実装可能な方法の確立を目指す。

#### ⑥国内ポイントシステム等の情報データベースの改善、管理、運用

国内ポイントシステムを運用し、世界選手権代表やオリンピック代表選考のみならず、各種国際大会等の選考の資料として監督・コーチ等にフィードバックしていく。算出プロセスを自動化して運用精度を高め、各種大会後にはポイント加算等の更新作業を迅速に行う。

#### ⑦メダルポテンシャル要因の抽出に関する研究

柔道選手の将来予測は少なくとも高校以降でなければ難しいとの指摘があり、将来性を加味したジュニア選手の発掘や選考が実施されていない。この課題を解決するため、オリンピックメダリスト等の国際レベルにあるトップアスリートの「幼少期の運動、スポーツ活動状況」「専門的な競技開始年齢」「指導者との出会いや競技環境」「体力、技術、競技パフォーマンス（記録）の変遷」「ピークパフォーマンス到達年齢およびハイパフォーマンスの維持年齢」「養育者のスポーツ観」などの量的、質的な説明変数を抽出し、選手発掘に資する根拠の蓄積を継続する。

#### (6) 国際大会派遣、国際大会視察（JOC選手強化NF事業）

- ①5月に開催される世界選手権大会において金メダル6個以上を目標として取り組む。
- ②5月世界選手権大会、7月オリンピック競技大会、さらにグランドスラムなどの国際大会へ派遣することで世界の強豪選手の動向や状況把握をしていく。また、ランキング上位に入ることでオリンピック、世界選手権でのシード権獲得を目指す。
- ③ジュニア（10月）、カデ（9月）の世界選手権大会に2028年ロサンゼルスオリンピックを見据えた選手を派遣し、若手の育成を進めるとともに同年代の世界の動向も把握していく。世界ジュニアにおいては金メダル7個以上を目標として取り組む。
- ④主要国際大会に強化スタッフを派遣し、外国人選手をはじめとする各国の情報収集をし、選手、コーチに情報提供していく。
- ⑤10月の体制変更後、新たに就任した強化コーチには3月から開始されるIJFアカデミーを受講させ、国際大会でコーチ席に着くための資格を取得してもらう。

#### (7) 海外合宿（JOC選手強化NF事業）

- ①ジュニア、カデ選手においては大会に伴って行われる合宿に参加し、大会出場で明らかになった課題や反省点を改善させる場とする。
- ②日韓交流事業としてジュニア選手を韓国に派遣し、競技力向上を図ると共に文化交流を実施する。
- ③シニアにおいては欧州で実施される国際合宿に外国人選手と実際に組むことはもちろん、各国強豪選手の動向をリサーチすることも目的として選手団を派遣していく。

#### (8) 国内強化合宿（JOC選手強化NF事業）

- ①4月はオリンピック競技大会、世界選手権大会、7月まではオリンピックに向けたシニア合宿を実施し、選手強化および大会前の調整を行っていく。
- ②11月以降はグランドスラム東京、冬季欧州大会に向けたシニア合宿を実施し、選手強化および大会前の調整を行っていく。また、11月の講道館杯で強化選手が入れ替わった後の合宿では各種講

習を実施し、選手に承諾書を提出させるなど、教育的合宿も行っていく。

- ③ジュニア、カデにおいては9月、10月に開催される世界選手権大会に向けた合宿の他、2028 ロサンゼルス、2032 ブリスベンオリンピックを視野に入れた強化方針のもと、ジュニア合宿を実施する。
  - ④長期的に活躍できる選手を育成すべく、競技者育成事業によって全国10地区より推薦された小学生を集めた合宿を実施する。ここでは強化だけでなく、各種講習を取り入れた教育を行い、競技力だけでなく人間力も備えた選手の育成を図っていく。
  - ⑤各合宿での食事は栄養管理をしたメニューを提供すべく、事前のメニュー調整を行うとともにシニアを中心に管理栄養士が帯同し、体重管理等の指導を行う。
- (9) 全国少年競技者育成事業（JSCスポーツ振興くじ助成事業）
- ①将来有望な選手の発掘および育成を目的とし、一貫指導システムとして強化選手制度につなげるべく、全国10地区において小中学生を対象に合宿を実施する。
  - ②少年競技者育成プログラムに基づいた全国10地区での合宿を実施し、教育的な内容により、競技力向上だけでなく小学生のうちから人間力や協調性などを身につけさせ、将来的に本連盟強化選手として指名される選手として育成していく。2024年度の参加人数は選手延1,000名(小学生708/中学生292)、指導者237名を予定。
  - ③コロナ禍の継続により各地区合宿の実施が困難な場合はオンラインによる講習や指導に切り替え、事業継続ができるよう検討していく。

## 7. 国際委員会

### (1) 会議の開催

①全体会議 オンライン 3回(7月、9月、翌2月)

### (2) 国際大会派遣事業

#### ① I J F 関連

細川特別顧問等の役員を世界選手権やオリンピック等の主要大会に派遣し、I J F ビゼール会長はじめ他理事と意見交換や情報共有等を行うことで関係性をより強化していく。パリ五輪後には審判ルールの変更も見込まれていることから、新しいルールに関する事前調査ならびに会議、セミナーへの派遣を行う。

また、国際委員会委員長を世界選手権へ派遣し、国際情勢の把握、及び海外チームや在外委員との意見交換等を実施するとともに、今年度2度行う国際合宿に関する周知を図る。

#### ② J U A 関連

J U A 公式大会に J U A 審判理事を審判責任者として派遣する。J U A 公式大会には各国の会長や役員も多く参加することから情報収集や意見交換等を行うにも良い機会となっている。また、アジアにおける審判レベルの向上に寄与するためにアジア審判セミナーならびに審判試験への派遣も行う。

(派遣予定)

I J F : 世界選手権 (3名)、オリンピック (3名)、グランドスラム・パリ (2名)、  
ルール会議 (2名)、ルールセミナー (2名)

J U A : アジア選手権、アジアカップ等 J U A 公式大会 12回 (1名~2名) 等

### (3) 受入交流 (国際合宿、海外チーム受入、I J F アカデミー開催)

①海外から日本への練習要望は多く、12月の国際合宿に加えて別に国際合宿を開催する。日本で国際合宿を開催することで、日本の選手にも海外の選手と練習をする機会を提供することができる。

②I J F 主催の I J F アカデミーを講道館で開催する。日本で開催することで、I J F との連携を深めるとともに日本人が比較的受けやすい環境を設ける。

③昨年に続き、ウクライナ支援の一環として招へい事業を2回実施する。1回は交流も含めた招へいであり、もう1回は国際合宿等に合わせたより強化面を重視した招へい事業とする。

### (4) 国際育成事業 (学生ボランティア海外派遣事業)

コロナ禍の中で実施を取りやめていた学生ボランティア海外派遣事業を実施する。

アジアを中心に学生を派遣し、柔道の指導や交流を通じて、学生と受入国双方にとって有意義な事業とする。

### (5) 国際貢献事業 (リサイクル畳・柔道衣等の器材支援)

柔道衣、柔道畳が不足している国に対して、要請に応じてリサイクル柔道衣、リサイクル柔道畳の支援を行う。

## 8. 医科学委員会

### (1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン2回(5月、11月)
- ②委員長・副委員長会議 オンライン2回(2月、10月)
- ③アンチ・ドーピング部会 オンライン2回(必要時)

### (2) 柔道医科学研究事業と各種啓発活動

- ①柔道を行う全ての人が、より安全に取り組めるよう、またパフォーマンスを発揮できる様にするにはどうすれば良いか研究を行い、その結果を柔道に携わる人々に還元し、柔道界のみならず社会に貢献
- ②柔道による外傷、疾患、アンチ・ドーピングの実態調査研究を行い、予防と啓発活動を企画
- ③絞め落ちの実態調査(高校・大学)を行い、適切な対応法を検討
- ④女性アスリートの健康課題に関する研究
- ⑤安全面から現行のルールを検証ならびに医科学的意見の提言
- ⑥全柔連が取り組む転倒予防に関する事業に参画し、医科学的見地から、「やわらちゃん体操の実装研究」、「小児における転倒・骨折予防体操」、「シニア向け転び方WGへの参画」などへの取り組み
- ⑦各都道府県で開催される安全講習指導(重大事故総合対策委員会との連携)への寄与

### (3) 柔道医科学研究会の開催

- ①柔道に関する研究に関心のある全ての人を参加対象に医科学研究成果を発表し討論する場を提供
- ②競技者の外傷予防や治療、パフォーマンス向上のほか、重大事故の予防へ寄与

### (4) 柔道大会における救護体制の充実

- ①救護を担当する医師、柔道整復師、アスレチックトレーナー、教員などを対象とした講習会開催による、全国の柔道試合救護の資質向上を図り、柔道競技者の安全を担保
- ②審判ルールの変更に対応する救護方法の決定と啓発活動
- ③国際大会や全柔連が主催する主な国内大会で救護体制を整備するほか、I D柔道の選手サポートや大会救護へ寄与
- ④救護マニュアルやコンテンツの作成、搬送ビデオの作成
- ⑤協力委員の適正な配置とネットワークの充実

### (5) アンチ・ドーピング活動

- ①日本アンチ・ドーピング規程を周知・浸透させ、クリーンな競技者を育成
- ②日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連携して、各種の強化合宿・大会・オンライン講習会等でアンチ・ドーピングに関する啓発活動
- ③帯同ドクターによる強化選手の観察、支援

### (6) 強化選手の医学的支援や怪我の予防、コンディショニングへの寄与

- ①強化選手の希望や意見を聴取
- ②強化委員会との情報交換を行い、選手の健康管理と外傷や感染症予防の資料を作成
- ③強化選手・コーチへの適切な医学的アドバイス
- ④新型コロナウイルス感染症などの感染拡大状況を鑑みた海外遠征の是非の助言
- ⑤脳振盪ベースライン検査を継続的に実施し、実際に発生した脳振盪疑い事例に対処

### (7) 女性アスリートの健康課題に対する教育・啓発活動

- ①女性競技者が抱える医学的な悩みに着目し、調査を実施

- ②啓発活動としてのコンテンツを作成、多くの関係者に提供
  - ③指導者へも医学的問題へのアプローチを提示ができるよう整理
- (8) 全国での大会時の救護体制・安全講習会などの充実に寄与できる体制の構築
- ①柔道による怪我に関する救護技術の向上、しばしば変更される審判規定に則った救護の対応、審判委員会との申し合わせによる絞め落ち時の対応など、全国で救護体制を充実させて均てん化を図る。
  - ②各地域での安全講習会での講師の養成と派遣ができるよう体制を構築する。
  - ③医科学委員・特別委員のほか、協力委員を各都道府県に配置し、情報共有を図っていく。

## 9. アスリート委員会

### (1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン4回（5月、10月、1月）
- ②委員長・副委員長会議 オンライン2回（7月、1月）
- ③ワーキンググループ オンライン（対面）必要に応じて実施

### (2) 現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA意見・情報等集約事業

現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA、他競技選手、アスリート委員会委員等によるディスカッションの場の設置、及びアンケートを実施し、当委員会の所管事項である①アンチ・ドーピングに関する教育・啓発、②現役引退後の選手の生活設計、③社会におけるロールモデルとしての選手の役割、④JOCアスリート委員会との連携、⑤その他、選手に直接関係する事項を意見集約の上、各委員会へ意見の提言、実行につなげると共に、アスリートの情報窓口としての機能を目的とする。

意見・情報等の集約に際する外部関係者との会議開催は対面を想定しているが、リモートでの開催も検討する。

### (3) イベント関連事業

プレゼント企画の実施、グラندスラム東京イベント企画の実施、講習会・イベント等への講師派遣、柔道普及に関するチャリティー活動、柔道普及に関するアスリート視点での情報発信等の各種イベントを実施することで、現役アスリート、元アスリートの活躍機会の創出、ひいては、柔道競技への新規ファン層の獲得、既存ファン層の拡大を図り、柔道競技の普及・発展につなげることを目的とする。新型コロナウイルスの感染状況に応じ、各イベントのリモート開催も含め検討する。

## 10. コンプライアンス委員会

### (1) 会議の開催

- ①全体会議 対面（オンライン併用）3回（5月、11月、2月）
- ②アンケートWG オンライン2回（6月、8月）
- ③映像WG オンライン2回（10月、12月）
- ④委員長・副委員長会議 対面1回（1月）

### (2) アンケート調査と分析

選手、指導者に対してアンケート調査を実施し、これまでコンプライアンス意識の向上に努めてきた諸施策の成果、現状を検証する。

具体的には2023年度の中学生、高校生に続いて、本年度は小学生、大学生といった別の年代を対象にした大会において暴力、ハラスメントの実態を調査する。

### (3) コンプライアンス研修の実施と教材の整理・作成

都道府県柔道連盟（協会）が開催する各種研習会等にコンプライアンス委員がニーズに応じて講師を務め、コンプライアンス意識の向上を図る。

それに合わせて現在利用可能な研修用教材を整理し、追加すべきものがあれば優先度の高いものから追加を図る。

### (4) コンプライアンス事案調査の実施

コンプライアンス事案発生時に事実調査を行い、事案を適切に把握する。

違反行為が認められたものは調査報告書に記載して会長に提出し、倫理・懲戒規程に基づく処分を行うかについて懲戒委員会の審議に付される。

## 11. 重大事故総合対策委員会

### (1) 会議の開催

①全体会議 オンライン5回(4月、9月、11月、12月、2月)

②部会 オンライン(未定)

- ・全国安全指導員連絡会部会
- ・都道府県柔連安全講習会の実施計画・報告の集約部会
- ・事故防止・安全指導資料等の作成部会、出前講習部会(医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等と合同)

### (2) 年度初めの事故防止・安全指導の広報活動

①小・中・高校生の事故防止・安全指導の広報活動

小学生には少柔協「少年柔道教室」、中学生には中体連、高体連の総会、安全講習会の活用、その他、都道府県柔連の総会、安全講習会、安全指導員を活用して行う。

②年度初めの事故防止強化期間の啓発活動

コロナ禍以降の事故防止の啓発活動を行う。4～5月は小学生、中学校1年生・高校1年生の初心者事故の撲滅、6～7月は熱中症の防止、合宿・遠征等での事故防止を行う。その他、事故防止啓発文と事故速報の全国一斉送信

③長期育成指針に基づく安全指導、事故防止の啓発活動

長期育成指針に基づく安全指導映像資料を活用した啓発活動、安全講習会のプログラムの必須項目に位置付けて安全指導の標準化を推進する。

### (3) 事故防止・安全指導の出前講習会(7か所程度)

都道府県柔道連盟(協会)、中体連、高体連等で実施される安全講習会等に、事前の希望調査により、地区の要望する内容によって、医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等からも講師を選任して合同で出前講習会を実施する。

- ・都道府県柔連の出前講習会は年間5回程度とする。
- ・中体連、高体連の出前講習会は年間各1回合計2回程度とする。
- ・数年間で全国の都道府県を網羅できるように計画的に実施する。
- ・当面オンラインでの講習会開催を検討する。

### (4) 第7回全国安全指導員連絡会の開催

毎年定例で全国安全指導員連絡会を開催することで事故防止、安全指導の知識や指導の在り方のアップデートを図り、地域格差を是正する。

都道府県柔連の安全指導員に事故防止、安全指導にかかわる以下の内容を周知する。

- ・事故原因や事故につながる危険な場面の共通認識を図る。
- ・事故防止、安全指導の効果的な事例を紹介する。
- ・被害者の会代表の声を直接聞く機会をつくることで重大事故防止の意識を高める。
- ・各都道府県の安全講習会の計画書・報告書の提出状況や実施内容を公表することで、安全講習の地域格差を是正し、安全指導の質の向上と標準化を促す。
- ・安全指導員の相互の情報交換と全柔連への要望を把握する。
- ・連絡会への参加意欲と参加者の増加を促すねらいで全柔連公認指導者資格のポイントとのリンクを検討する。

### (5) 都道府県柔連の安全講習会の実施計画・報告の内容分析及び報告書の作成

毎年、都道府県柔連に提出を求めている安全講習会の実施計画・報告の内容を分析して報告書としてまとめる。

各都道府県柔連の安全指導講習会の開催回数や講習内容の実態を把握することで、事故防止、安全指導に対する地域格差を是正し、全国の事故防止、安全指導の質の向上と標準化を促す。

(6) 事故防止・安全指導の資料集の作成

危険な場面の動画資料をねらい別にシリーズ化する。例えば、少年大会の危険な場面と適切な審判が行われていない場面の映像資料。無理な巻き込み、膝つき背負い投げ、極端な体格差の試合等。重大事故につながる危険な技や危険な場面を映像化してビジュアルに実態を把握することで事故防止の意識向上を推進する。特に、少年大会において、少年大会特別規程の文言と実際の試合の審判の判定との乖離を映像化することで審判の適正な判定を推進する。この資料を基に審判委員会と連携を図りながら、少年大会特別規程の適正な運用を推進することで少年期の事故を未然に防ぐ。

(7) 安全指導資料・冊子の増刷と配布

「柔道の安全指導」第6版(約5,000部)「楽しく安全に柔道しようよ」(約2,000部)を増刷して配布することで、現場での活用度をさらに高める。

(8) 重大事故調査

重大事故が発生した際に必要な現地調査を行うことで、早期に事故原因、対策等を把握して、再発防止に役立てる。

## 12. 女子柔道振興委員会

### (1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン 4回(6月、9月、12月、3月)
- ②委員長・副委員長・主査会議 オンライン 4回(9月、10月、11月、1月)

### (2) 女子柔道意見交換会

女子柔道に関する活動に取り組んでいる都道府県の女性代表者が参加し、意見交換の場、情報の共有やネットワークづくりの場として活用し、活動の活性化を図る。更には女性リーダーの養成につながるロールモデルを示す機会を作り各地での女性役員登用に向けた契機となることを目指す。また、本事業で集約した活動状況や情報を評議員会、理事会、加盟団体会長会議の場で公表し、女性の声を各都道府県組織の役員に届け、女性役員の登用や女子柔道に関する委員会設置を促し、広く女性の活躍を推進していく。また、地区単位での類似事業の開催も検討する。

### (3) 女子柔道キャリアアップセミナー

主に大学柔道部に在籍する女子学生を対象として、卒業後も継続して柔道への関りを持ち、指導者や審判員として活躍してもらうための啓発を行う。

公認指導者資格、審判員資格の取得の必要性と共に、取得方法や更新方法について説明し、在学中に積極的に取得を促す。さらに、現在活躍している女性指導者、女性審判員から直接話を聴くことで、将来的な柔道への関り方について、より明確なイメージづくりにつなげることを目的とする。

### (4) COMEBACK 女子柔道プロジェクト

様々な理由で柔道から離れた女子柔道経験者や未経験者を対象としたイベント(柔道関連セミナー、健康づくりのための柔道エクササイズ等)を実施し、女子柔道の活性化、女性登録数の増加(元柔道選手の再登録)、家族、親族、関係者の新規柔道愛好者の開拓につなげることを目的とする。

10地区または各都道府県単位から募集し、本委員会で審議のうえ10団体程度を採択する。

助成対象経費は、講師の謝金及び旅費、運営スタッフの日当及び旅費、会場・備品等の借損費、印刷製本費、その他事業の運営に直接関わりがあると認めた費用に対し、10万円を上限に助成する。

### (5) JJ Voice リレーコラム及びホームページを利用した女子柔道に関する情報発信

本連盟ホームページ内の女子柔道に関するページ内に、柔道指導者、海外選手等によるリレーコラムの定期掲載、各都道府県の活動状況掲載をホームページ上で行うことで、女子柔道に関する普及・振興につなげることを目的とする。

### 13. 指導者養成委員会

#### (1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン6回、対面1回（4月、6月、7月、10月、12月、1月、3月）
- ②委員長・副委員長会議 オンライン7回（4月、6月、7月、10月、12月、1月、3月）
- ③他組織関係部会 対面2回（7月、11月）
- ④日本武道館共催事業WG 対面2回（4月、8月）
- ⑤更新講習会用オンデマンド資料作成会議 オンライン2回（6月、10月）

#### (2) B指導員養成講習会（実施およびモニタリング）

各都道府県におけるB指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

42都道府県および4都道府県のモニタリングを予定している。

#### (3) C指導員養成講習会（実施およびモニタリング）

各都道府県におけるC指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

45都道府県および4都道府県のモニタリングを予定している。また、強化選手も指導者資格取得を促進していく。

#### (4) 全国指導者研修会

各都道府県柔道連盟（協会）から各2名（講師担当、事務担当）を集めて研修会を行う。

都道府県における講師養成および2024年度から施行される規程改正、新登録システムの活用方法を実施する。

#### (5) 公認指導者資格の取得推進のための広報活動

公認指導者資格の取得を推進するために各種イベント（セミナー、大会等）で広報活動を実施する。

#### (6) 日本スポーツ協会（J S P O）公認スポーツ指導者資格制度との連携

J S P Oが開催する指導者資格関連諸会議に委員や事務局員を派遣し、連絡調整を行う。グッドコーチ養成のための新しい講習のあり方を学ぶため、コーチディベロッパー受講者以外の委員による研修会視察やJ S P Oが開催または推奨するグッドコーチ養成に関連する研修会や講習会へ委員を派遣する。

コーチディベロッパー受講希望者は受講費を負担する。

#### (7) 指導者養成カリキュラム改善に関する事業

部会メンバー内タスクフォースによる以下の案件に対する原案を作成する。

- ・カリキュラムの内容・時間数、学習形態（集合講習時間数の妥当性、オンラインシステム導入の是非）に関する原案作成
- ・I J Fとの資格検討ミーティング（東京開催を視察）。I J Fアカデミーの指導者資格行っている地域に委員を2名派遣し、調査や責任者とミーティングを行う。
- ・スポーツ指導者資格認定団体（J S P O、I J F）との連携内容に関する原案作成
- ・フランス柔道指導者研修会の視察（時期未定）。天理大学にて開催される同研修会を視察し、グローバルな視点での指導者養成担当者との意見交換および海外指導者との交流を図る（2名派遣）

#### (8) 中央指導者資格審査委員会

会議は年2回開催（11月、3月）する。

A指導員資格の審査および認定は本連盟中央審査委員会が決定する。また各都道府県柔道連盟（協会）で審査されたBおよびC指導員資格の最終認定を行う。

また、指導者資格の様々な問題、課題に対応する。指導者資格講習会の最終責任を担う。

(9) 大学生対象のC指導員養成講習会

現役大学生に対し、卒業時まで最低C指導員資格を取得させるための支援を行う。大学生は大会等に追われて指導者資格についての意義、関心そして受講する時間がないのが現状である。将来的に質の高い指導者を育成するためにも大学在学中に最低C指導員資格取得を行わせる。最終的には卒業時にB指導員資格を取得させることを目指す。講習にかかる受講料は本連盟が負担する。

(10) 日本武道館との共催事業

- ①日本武道館との共催事業として、全国のリーダー的中学校保健体育科教諭とともに、授業における柔道指導法の研究を行い、その研究成果を実際の授業に活かせる取組みを行う。
- ②各都道府県の中核となる中学校保健体育科教諭（保健体育科担当教諭）および柔道を専門としない保健体育教諭養成の強化を目的として全国指導者研修会を開催する。

(11) A指導員養成講習会の開催

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有したA指導員の養成講習会を全国2か所にて開催する。

ハイブリッド型講習会（対面式とオンデマンド式）、対面型講習会を実施する

(12) スポーツ庁委託事業「令和の日本型学校体育構築支援事業」

スポーツ庁から委託された「武道等指導充実・資質向上支援事業」として、以下の取組みを行う。

- ①スポーツ庁委託事業に関する会議
- ②本連盟講師と授業協力者との協同による中学校授業支援
- ③教員と授業協力者・外部部活動指導者が共に柔道指導力向上を目指すための支援事業（継続）
- ④ヨーロッパにおける（オランダ）柔道指導方法の調査分析と資料入手（継続）
- ⑤2021年度「安全で楽しい柔道授業ガイド（DVD付）」の各都道府県及び区町村教育委員会（政令指定都市）への無料配布、「活用可能性アンケート」の実施、部分改訂
- ⑥各都道府県講師の育成

## 14. 革新的パスウェイ特別委員会

### (1) 会議の開催

#### ①全体会議 オンライン6回、対面6回（月1回実施）

革新的パスウェイは、「スポーツの成功における偶発的要素の最小化」という考え方に基づいて、組織的かつ計画的にアスリートを発掘し、育成するシステムをいうが、本委員会では、長期育成指針に提示された問題点を踏まえ、柔道における革新的パスウェイのシステムに必要な機能、パフォーマンス、制約条件などを明確に定義する。「柔道の成功における偶発的要素の最小化」に基づいた青少年の発掘・育成システムの構築の提案は非常に挑戦的であるため、他国のシステムに詳しい委員と批判的思考で意見を交わす機会を増やし、異なる物事同士の関連性をうまく見つけ出すことや、新しい組み合わせを創り出していくことを目指す。

### (2) システム構築のための調査と分析

柔道における革新的パスウェイのシステム構築に必要な根拠、「柔道の成功における偶発的要素の最小化」を支える科学的根拠はまだ十分ではないため、現状のシステムの問題の抽出、原因の探求、解決策の提案に必要な情報を調査し、収集する。蓄積した情報から分析を実施し、全体会議で結果を共有する。

## 15. 全国少年柔道協議会（少柔協）中央委員会

### （1）会議の開催

- ①全体会議 オンライン 2 回
- ②小学生への適切な指導法の提言WG会義 対面 2 回
- ③未経験者(幼年児)への働きかけWG会義 オンライン 3 回
- ④白石基金 運営・選考委員会 オンライン 1 回

### （2）「白石基金」表彰

故白石禮介氏寄贈 1,000 万円を原資として、日頃、少年少女の柔道普及・振興に寄与している道場やスポーツ少年団を表彰し、振興を図る（平成 28 年度より開始）。

2024 年度は、第 3 期として 16 都道府県柔道連盟（協会）からの推薦を受けて表彰する（本年度で 47 都道府県終了）

### （3）小学生への適切な指導法の提言

小学生の大会や練習の実態を精査して課題を焦点化して、小学生段階でのあるべき適切な指導の在り方を明らかにする。適切な指導指針に基づく啓発活動を展開する。

審判委員会、重大事故総合対策委員会、教育普及・MIND委員会等との連携を図りながら事業を展開する。

### （4）未経験者（幼年児）への働きかけ

- ①幼児、小学生を中心とする未経験者への「転び方教室」等の啓発事業を企画、実施して柔道の楽しさと有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。
- ②特に女性指導者の活躍の場を確保し、女性指導者の増加を目指す。
- ③事業の都道府県単位での展開を推進する。
- ④転び方指導マニュアル「受け身のススメ」の活用を図り、指導法に関するサンプル映像を作成する。

### （5）小学校（授業）への働きかけ

小学校での総合的な学習の時間の「日本の伝統文化」探究活動、体育の「体づくり運動」の授業を活用して①受身体験、②自他尊重精神、力の有効活用の重要性の学習を企画、実施して柔道の有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。同事業の都道府県単位での展開を推進する。

2024 年度は、前年度に実施した秋田県、和歌山県、島根県に 2 県を加えて 5 県で実施する。

## 16. 長期育成指針浸透事業

### (1) 「JUDO for ALL」 実現に向けた組織基盤強化事業に係る調査等研究

- ①長期育成指針推薦委員、ミドルマンの設置、メッセージャーの派遣について
- ②指導者養成システム改革に向けた研究の継続
- ③指導者資格取得に関して大学との連携
- ④障がい者（視覚障がい、ろう者、I D）柔道に係る各団体との連携
- ⑤外国人に向けた長期育成指針の英語翻訳と翻訳版冊子の製作
- ⑥子どもでも理解できる長期育成指針の簡略化冊子の製作
- ⑦嘉納治五郎師範の著書” 青年修養訓” 勉強会開催と内容の研究
- ⑧長期育成指針の普及と浸透に係る WEB コンテンツの製作と発信

### (2) 長期育成指針を普及・浸透させるための中枢人材育成と全国ネットワークの構築

- ①全国 10 地区にミドルマンを設置し、メッセージャーを派遣して講演会を開催する
- ②指導者の質の向上に向けて指導者養成指針と養成システムの改善、普及・浸透させる
- ③指導者の量の増加に向けて資格をより早く易しく取得できる環境を各大学に作る
- ④障がい者（視覚障がい、ろう者、I D）柔道各団体と連携し意見交換会、パラリンピックにおける長期育成指針との連携プロモーション実施など障がい者柔道の活性化を図る
- ⑤翻訳版で世界の柔道家へアプローチし、日本発日本版長期育成指針の認知度の拡充
- ⑥長期育成指針の簡略化版冊子発行により日本の子どもたちへも指針の認知度を拡充
- ⑦” 青年修養訓” の読破を目指し(2 年目標)、現代における修心の到達目標を明確化する
- ⑧長期育成指針に係る WEB コンテンツの発信により長期育成指針の可視化と認知拡大、リアルタイムな情報発信による WEB 上での長期育成指針に係るフォロワーの獲得、 フォロワー（ユーザー）とのエンゲージメントの拡充、コンテンツの多様性を活かし柔道ファン層の更なる獲得、フィードバックの集計とユーザーの動向分析を行い、より効率的でスピード感のある長期育成指針の普及活動、浸透へとつなげる

## 17. 事務局普及促進事業

### (1) オンライン柔道教室

参加を希望する全国の柔道場とオンラインで結び、主に小学生を対象としたオンライン柔道教室を実施する。メダリストの日本代表クラスの選手（元選手）による実技指導・練習方法の紹介、遊びを取り入れたウォーミングアップ、柔道に関する講話など様々なコンテンツを提供し、競技力向上だけでなく「柔道の楽しさ」や「柔道の教育的な価値や知識」についても知ってもらうことを目的とする。

### (2) 道場わっしょい

道場の活性化を目的に、道場単位で参加するイベントを開催する。「強くない子も活躍できる」をコンセプトに柔道の試合以外の競争を取り入れる。道場のコミュニティとしての魅力を発信することにより、少年柔道の普及・発展に寄与する。

### (3) 寝技練成会

試合における寝技の効果に着目し、ハイパフォーマンス層に寝技で競う機会を提供する。

また、これまで柔道経験のない人や、初心者に柔道に取り組んで貰おうという間口の拡大を行うとともに、柔道経験のある人にできるだけ長く柔道が続けて貰う、柔道から離れてしまった人に戻ってきて貰おうという奥行の拡張を行う。

### (4) メダリスト中学校武道(柔道)授業支援事業

全国各地の中学校計 40 校において、9 月～翌年 3 月に各 1 回授業を実施する。柔道を専門科目としている指導者のいない公立中学校の保健体育科武道（柔道）授業にメダリストを派遣し、メダリストによる指導方法を担当教員に習得してもらうことで、その後の授業の質的向上を支援する。また、その教員の授業を受けた生徒の意欲関心を高め、柔道を安全かつ身近なスポーツだと感じてもらえることを目的とする。また、普段触れ合うことのできないメダリストの実技指導を経験することで柔道の知識や技能を向上させ、柔道への理解を深めることにより、柔道に対する負のイメージを払拭し、柔道の普及発展に努める。

### (5) もう一度柔道プログラム

柔道から離れた中年層をターゲットに、安全かつ安心に柔道に復帰するプログラムを開発する。

### (6) 七割柔道クラブ

自らの体力や技量に応じて柔道を楽しむ場を設け、柔道をするもののハードルを下げる。もう一度柔道プログラムにより競技に復帰した人が、健康増進のために楽しく柔道を行える場も提供する。さらに参加者の子弟などの年少者が安全安心に参加できる仕組みも用意する。

### (7) 柔道学童保育

2024 年 4 月より近隣の小学生を集めて柔道だけでなく学習も併せてできる「柔道学童保育」を実施する。

### (8) 子どもの転び方WG

①会議を開催し、(全体会議 6 回)少柔協中央委員会、教育普及 MIND 委員会（教育普及部会）より委員を選出する。

②2023 年度に作成した年少者を対象とした転び方指導法「受け身のススメ」の普及を行う。

③全国各地の多様な活動や知見の分析を行う

### (9) 子ども「転び方教室」の普及

①WEB 形式の全国シンポジウムを開催し、転び方教室の普及振興を図る。

- ②標準的な転び方指導マニュアルに基づく「転び方教室」を実施するための指導者育成講習会を全国各地（3か所）で実施する。
  - ③標準的な転び方指導マニュアルの周知を図り、各県の「転び方教室」実施を支援する。
- (10) 小学校転び方教室の検討
- ①会議の開催(全体会議3回)
  - ②授業での転び方指導計画の作成を行い、小学校体育授業での転び方指導法を確立する。
  - ③都道府県柔道連盟、教育委員会単位での指導法研修会（3か所）を実施する。
- (11) 小学校「転び方教室」の普及
- ①WEB形式のシンポジウムを全国で開催し、小学校体育授業での転び方指導の普及を図る。
  - ②標準的な転び方指導計画に基づく指導例ビデオを作成して、指導者育成と普及を図る。
  - ③標準的な転び方指導計画に基づく「転び方教室」を実施するための指導者育成講習会を全国各地（3か所）で実施する。
- (12) シニア健康指導WG
- ①会議を開催し(全体会議6回)し、教育普及MIND・委員会、医科学委員会、有識者から委員を選出する。
  - ②高齢者を対象とした健康の維持増進を図る指導法の確立を行う。
  - ③全国各地の活動団体が独自に実施している高齢者への転び方指導や健康指導の実態調査に基づき、多様な指導法を精査する。
  - ④欧米における先進的な高齢者への健康指導や医科学分野の専門的な知見を基に、標準的な高齢者への健康指導法を確立する。
- (13) 「高齢者健康教室」の普及
- ①WEB形式のシンポジウムを全国で開催し、「高齢者健康教室」の普及振興を図る。
  - ②確立した標準的な指導マニュアルに基づく「高齢者健康教室」を実施するための指導者育成講習会を全国各地（3か所）で実施する。
  - ③標準的な高齢者健康指導マニュアルの周知を図り、各県の「高齢者健康教室」実施を支援する。
- (14) 中学校部活動地域移行対策WG
- ①会議を開催し、(全体会議6回)中学校部活動地域移行対策について検討する。
  - ②全国中学校大会の円滑な実施に向けた課題検討
  - ③2023年度より開始された地域クラブの大会参加に伴う課題を精査し、円滑な大会実施に向けた方策を(公財)日本中学校体育連盟と連携して検討していく。
- (15) 地域クラブ活動の整備
- ①部活動の地域移行に関して、既存の地域クラブの実態調査を行い、課題を明らかにする。
  - ②スポーツ庁の総合型地域クラブ構想に基づき、既存の地域クラブの効果的な中学生受け入れ体制の在り方や具体的な支援策を検討する。
- (16) 中学校部活動顧問への効果的な支援
- ①会議を開催し、(全体会議6回)中学校部活動顧問への効果的な支援について検討する。
  - ②柔道部顧問教員への実態調査を行い、課題を精査するとともに将来的なクラブ経営参画の見通しを明らかにする。
  - ③柔道部活動顧問教員参画するクラブ経営の在り方や具体的な支援策を検討する。
- (17) 授業指導法ビデオの作成

- ①会議を開催し、(全体会議 6 回) 授業指導法ビデオについての検討を行う。
  - ②柔道を専門としない教員向けの柔道授業指導法を確立する。
  - ③授業指導法ビデオの作成、普及を行う。
- (18) 柔道コグニサイズの検討  
国立長寿医療研究センターが指定するコグニサイズ促進協力施設に登録するとともに、柔道場で実施するコグニサイズのプログラムを開発する。
- (19) 発達障害への対応  
NPO法人 judo3.0 と連携し、発達障害に配慮した柔道環境の構築を目指す。当面は実態調査を実施し、関係者を把握して連携を図る。その上で指導者向けの研修を企画し、情報を発信できる体制を構築する。
- (20) 転倒外傷予防指導員資格の活用  
当該資格養成講習のカリキュラムと教材を整備し、講習を実施する。今期中に資格の認定を目指す。
- (21) 法務省矯正局との連携事業（矯正施設の活用）
- ①矯正局の施設を活用し、地域の子供たちに柔道を指導する
  - ②刑務官の柔道指導者資格取得を推奨し少年柔道指導による地域貢献につなげる。
  - ③少年院施設でメダリストによる講話ならびに安全な転び方の指導を行い、柔道の興味・関心を高め普及につなげる。
- (22) 渋谷防災キャラバンイベントの出席  
渋谷区が運営している防災訓練イベントに「転び方体験」ブースを出展し、柔道未経験者を対象に安全な転び方のレクチャーを行い柔道普及につなげる。
- (23) スポーツ施設のコンテンツ検討  
スポーツ施設にある柔道場を活用し、幅広い年齢層のニーズにあった事業を行う。  
※2024 年度 5 月から、千代田区スポーツセンターの柔道場を活用し、シニア向けの転倒予防体操ならびに七割柔道クラブを実施予定。
- (24) 柔道版ACP（アクティブ・チャイルド・プログラム）「JSPO-ACP@柔道場」の普及  
長期育成指針に基づく発育発達段階に応じた指導の充実を図るため、JSPO-ACP及び本連盟が開発した柔道版ACP「@柔道場」を活用した指導法の確立とともに初心者や未経験者でも楽しく柔道ができる指導者を育成することを目的とする。

以上